

弊社宅地建物取引業の自主廃業に関するお問い合わせ先およびご質問と回答について

1. 今後の対応策に関するご質問と回答

Q. 宅地建物取引業免許がない場合、既存契約者については、どのような影響がありますか。

A. 2022年10月31日以降、宅地建物取引業免許を取得するまでの期間は、新たな土地の仕入れ、当社物件の販売に関する新規契約の締結は出来なくなります。ただし、2022年10月30日以前にご契約頂いているお客様におかれましては、販売決済および仕入決済の手続きは可能ですので、予定どおり対応させていただきます。

Q. 2022年10月30日より前に、分譲住宅の購入申し込みをしておりますが、同年10月31日以降に売買契約を締結することは可能でしょうか。

A. 大変申し訳ございませんが、宅地建物取引業法の定めにより、免許を再取得するまでの間は、売買契約を締結することは出来ません。

Q. アフターサービスなどに影響はありますか。

A. アフターサービスにつきましては、宅地建物取引業免許の有無は関係ございませんので、これまで通りの対応をさせていただきます。

※個別の案件によっては、対応方法が異なる場合がございます。

2. お問い合わせ先

- (1) ご契約者様 : 各営業担当者へお問い合わせ下さい。
- (2) その他 : 経営管理本部 グループ総務部 03-6551-2125

以 上